

[座談会]

コロナ対策における専門家と／の政治

武藤香織・磯部 哲・米村滋人・
曾我部真裕・佐藤 信・山本龍彦（司会）

1 はじめに

山本 この座談会を収録している2021年8月も、東京都や大阪府を含む6都道府県、20日以降はさらに福岡県なども追加されましたが、インフル等特措法上の緊急事態宣言下にあります。東京都に至っては、2020年4月に発出された1回目の緊急事態宣言から数えて4回目となる宣言です。2019年12月に中国武漢市で確認された新型コロナウイルスは、幾たびかの変異を遂げ、ワクチン接種開始後も、その猛威をふるい続けているように見えます。

本座談会では、2020年2月以降、政府内に設置された専門家組織、例えば、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」。2月～7月）、これを事実上引き継いだ新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下、「コロナ対策分科会」。7月～現在）などを指しますが、これらの専門家組織が果たしてきた役割を、法学的・政治学的観点から検討し、今後のコロナ対策のあり方、さらには、わが国における——政府に雇われた——有識者ないし専門家と統治との関係一般について議論していきたいと思っています。

論点は多岐にわたりますが、ここでは、これまでのコロナ対策の実践を振り返りつつ、①有識者と執政担当者、具体的には有識者と内閣とのあるべき関係・責任分配とは何か、②こうした「あるべき」関係を担保する組織法制や国会関与のあり方、情報公開のあり方や透明性の密度とはどうあるべきか、③政府に雇われた有識者・専門家の「言論の自由」はどこまで認められるべきか、④有識者の立ち位置についてわが国に固有の特徴はあるのか、について考えていくべきだと思います。ややハードルが高いですが、これらの議論に当っては、憲法典に書かれてい

ない、しかし統治に必要不可欠な「有識者」なるアクターを、立憲政治または憲政の中にどう位置づけるべきかについても意識したいと思います。

今回の特集は、まさに「統治と専門家——新型コロナ対策から見る日本の憲政」でして、いま申し上げたような論点に関する議論を通じて、本座談会の後に収められている各論考へと読者の皆様を導入できればと思っています。

まずは、先生方から一言ずつ自己紹介をいただければ幸いです。

武藤 東京大学の武藤です。医療社会学を専門としており、研究倫理や医療倫理の研究に関わってきましたが、昨年2月から国の新型コロナ対策に関わっています。よろしくお願ひします。

磯部 慶應義塾大学の磯部です。行政法専攻ですが、医事法領域も研究対象としております。COVID-19に関しては、おそらく最も早い時期に法律時評に掲載していただく機会があり（「コロナの春」法律時報92巻5号〔2020年5月号〕1-3頁）、以降も、感染症法・特措法R3改正の問題などを論じております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

米村 東京大学の米村です。私は民法・医事法の研究者ですが、近年は科学技術社会論（STS）の研究者との共同研究を行っており、政府・専門家会議等のコロナ対応に関しては、STSの視点から科学者・専門家のあり方を中心に問題を指摘して参りました。今回もそのような立場から議論させて頂くことになるかと存じます。何とぞよろしくお願ひいたします。

曾我部 京都大学の曾我部です。専門は憲法・情報法です。よろしくお願ひいたします。

佐藤 東京都立大学の佐藤信です。現代日本政治、日本政治外交史を専門にしています。よろしくお願ひいたします。